

2017年4月28日



## 個人破産及び会社清算について（2）

万が一、清算中に状況が変わり、負債が支払えなくなった場合は、この清算手続きを直ちに債権者による任意清算に変更する必要があり、簡単に言うと、すぐ債権者会議を開催する必要がある。

特徴としては、この清算方法の会社は負債を支払えるため、債権者に債権会議や報告義務がない。

債権者による任意清算とは、支払い不能に陥った会社株主により開始され、決議により、会社を清算する決定のことである。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツトや処分にかかる時間により変動することになるた

く、破産管理局からの干渉もないので強制清算よりは債により債権者裁判所で訴えられるよう、自ら清算させたい。あるいは、債権者自身も株主である場合などである。

c 特別手続きによる清算

この清算の特徴は、自ら清算を開始するもの、必ず債務を提起する清算である。この清算方法は前の2つよりも珍しい。

## 中小企業のための法務講座

a 株主による任意清算とは？

『株主による任意清算』とは、会社に支払能力のある場合の清算手続きであり、すべての債務を全額支払い、株主は出資した資本を回収し清算する方法である。株主により提起され、株主主導で手続きを行う。負債のためではなく、他の理由、例えば典型的な理由は、株主がリタイヤする、会社の存在する意味が設立ある。

b 債権者による任意清算とは？

『債権者による任意清算』とは、この清算の一つの重要な条件は必ず支払能力があることである。つまり、負債に対しても弁済できる能力がある必要がある。この申請時には、取締役全員が必ず支払能力がある旨の確認書に署名しなければならない。無責任な確認は刑事責任を追求される恐れがある。

c 特別手続きによる清算

この清算の特徴は、自ら清算を開始するもの、必ず債務を提起する清算である。この清算方法は前の2つよりも珍しい。



容易である。順調な場合で、1年程度の清算期間がかかる。この清算手続きを直ちに債権者による任意清算に変更する必要があり、簡単に言うと、すぐ債権者会議を開催する必要がある。

特徴としては、この清算方法の会社は負債を支払えるため、債権者に債権会議や報告義務がない。

債権者による任意清算とは、支払い不能に陥った会社株主により開始され、決議により、会社を清算する決定のことである。債権により債権者裁判所で訴えられるよう、自ら清算させたい。あるいは、債権者自身も株主である場合などである。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツトや処分にかかる時間により変動することになるため、一概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツトや処分にかかる時間により変動することになるため、一概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツトや処分にかかる時間により変動することになるため、一概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツトや処分にかかる時間により変動することになるため、一概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。

清算にかかる期間は、債権者数や資産のリストアツトや処分にかかる時間により変動することになるため、一概には言えないが、通常約1年～1年半かかることが多いくなっている。清算完了後、法人は完全に消滅し、復活はできない。



### 筆者紹介

ANDY CHENG  
弁護士 アンディ・チェン法律事務所代表  
米系法律事務所から独立し開業。  
法律相談・契約書作成得意として大学へ留学後、  
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、  
在香港日本国総領事館勤務の経験もあり、  
日本語堪能  
[www.andysolicitor.com](http://www.andysolicitor.com)  
[info@andysolicitor.com](mailto:info@andysolicitor.com)